

主題研究

特殊教育における 個別の指導計画の評価に関する実証的研究

- 一人一人を生かすための活用の在り方を中心に - （第1報）

特別支援教育室

穂積 恵 祥 津 川 哲 二
佐々木 政 義

研究協力校

矢巾町立不動小学校
盛岡市立大宮中学校
岩手県立盛岡養護学校
岩手県立花巻養護学校

研究協力員

盛岡市立城南小学校 澤 田 祐 子
水沢市立水沢中学校 菊 池 義 仁
岩手県立松園養護学校 花 坂 政 博

研究の概要

この研究は、個別の指導計画の評価及び活用に視点をあつた指導試案を作成し、その試案に基づく指導実践をとあして、一人一人を生かすための活用の在り方について明らかにすることにより、盲・聾・養護学校や特殊学級における個別の指導計画の充実に役立てようとするものである。

2年次研究の1年目である本年度は、個別の指導計画の作成及び活用の状況と意識について調査し、課題や問題点の分析・検討を行い、調査結果をもとに、個別の指導計画を「授業に生かすポイント」、「修正・改善に役立つポイント」、「有機的な活用のポイント」の三つからなる指導試案を作成することができた。

キーワード：特殊教育 個別の指導計画 評価 修正・改善 有機的な活用

はじめに

特殊教育における幼児児童生徒の障害の状態等は年々重度化・重複化あるいは多様化し、子どもの割合が漸増しています。今回の学習指導要領の改訂においては、「重複障害者の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること」「自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成するものとする」と明記されました。このように、個別の指導計画の作成が義務づけられたことは、個への対応をよりきめ細かなものにしていくうえで大きな意味をもつものです。

しかし、盲・聾・養護学校や特殊学級における個別の指導計画の作成や活用の実態は、個別の指導計画が導入されたばかりのため作成する段階にとどまっており、学習場面のみならず保護者との連携や学校生活全般等において有機的に活用されたり、評価に基づいて修正・改善されたりしているとは言い難く、個別の指導計画の評価や活用の在り方が課題となっています。

このような状況を改善するためには、個別の指導計画の作成とそれに基づく実践・評価が、計画の修正・改善に役立てられるように実践的な取り組みを行うことが必要です。また、保護者と教師が連携し、指導内容や方法を吟味していくことの重要性から、インフォームド・コンセントやアカウンタビリティについても追求していくことが必要です。

そこで、本研究では、盲・聾・養護学校や特殊学級において、個別の指導計画の評価及び活用に視点をあいた指導試案を作成し、その試案に基づく指導実践をとおして個別の指導計画の評価について実証的に検討し、一人一人を生かすための活用の在り方を明らかにするものです。

個別の指導計画における評価の基本的な考え方

1 新しい学習指導要領と個別の指導計画

盲・聾・養護学校の新しい学習指導要領では、自立活動や重複障害者の指導について個別の指導計画の作成が明記され、一人一人の児童生徒の障害の状態等を的確に把握し、個別の目標、指導の内容・方法、教材・教具、指導上の留意点、評価等、よりきめ細かな計画の作成が義務づけられ、個別の指導計画が特殊教育における指導の土台として明確に位置づけられました。

これは、個に応じた指導、個性を生かす教育の推進、つまり、障害のある児童生徒が自己の能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を培うために、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層充実することを意図しています。したがって、新しい学習指導要領では自立活動や重複障害者が作成の対象となっていますが、一人一人のニーズに合ったより適切かつ効果的な指導において、どの児童生徒にも、また、どの教科・領域等についても個別の指導計画の作成が必要であると考えます。

しかし、一貫性・継続性のある指導の困難さ、特殊学級においては特殊教育経験の浅い教師にとって実態把握、指導計画、教材・教具、授業展開の工夫等、その必要性は感じていてもなかなか具体化できないのが現状です。また、作成が明記されたことにより「作成することが目的化」してしまっています。さらに、個別の指導計画の作成に時間がかかり、個別の指導計画を生かした実践にまで至っていないことが多く、評価についても、技能面・情意面の学習の評価や具体的で客観性のある

指導の評価が不十分です。

このような状況においては、日々の授業と個別の指導計画の結びつき、すなわち、一人一人の目標と支援の手だてについて学習の実現状況をふまえながら授業を評価し、きめ細かな指導を行うことができるようにしていくことが課題となっています。

2 新しい学習指導要領と評価

(1) 「生きる力」と評価

新しい学習指導要領では、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、自ら学び、自ら考える力など「生きる力」の育成を基本的なねらいとしています。このため、評価については、知識や技能の他に学習意欲や態度、思考力、判断力、表現力等の資質や能力も含めて考える必要があります。したがって、これからの評価は、学習指導要領に示す目標に照らし、その実現状況を見る、いわゆる絶対評価を一層重視する必要があります。また、児童生徒の興味・関心、進路、習熟度などに応じて生きる力の伸長が求められており、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを評価する個人内評価を積極的に取り入れていくことが大切です。

(2) 指導と評価の一体化

指導と評価は、「車の両輪」「表裏一体」と言われることから明らかなように、評価は指導に生かせる評価でなければなりません。平成11年12月、教育課程審議会は「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方」の中で「学校の教育活動は、計画、実践、評価という一連の活動が繰り返されながら展開するものであり、指導と評価の一体化を図るとともに、学習指導の過程における評価の工夫を進めることが重要である⁽¹⁾」とし、指導と評価の一体化を強調しています。

この答申を受け、山下(2001)は、「キーワード的に示せば、従来の学力観や評価方法に加えて「生きる力の観点をふまえた評価」と「目標に準拠した評価(いわゆる絶対評価)」の重視ということになる⁽²⁾」と述べています。

したがって、評価は、教育課程の実施状況を明らかにしたり、教育課程の編成や指導計画の作成、指導内容・方法の改善等、教育活動を充実させるとともに、児童生徒一人一人がよさや可能性を發揮し、豊かな自己実現を図るために行われるべきものであり、また、そのためには、教師自身が論理的な思考力・表現力を備えているかどうか評価する必要性があると考えます。

3 個別の指導計画と評価

(1) 個別の指導計画の評価の考え方

個別の指導計画の評価の現状について三浦ら(2000)は、「個別の指導計画において、特に論議されるのは「評価」の問題である。指導計画の作成の際には多くの時間が費やされるが、それに比べると、「評価」に時間をかけることはあまりに多くはない。これは、個別の指導計画の作成が要求され、そのために教師の労力の多くが割かれるからであろう。本来、指導計画は「評価」をも見据えた上で作成されるべきであるが、従来の方法では、評価項目自体が存在しなかったり、経過報告で終わったりする場合が多かった⁽³⁾」と述べています。

また、前述の答申の中で、評価の改善について「一人一人の障害の状態等を十分把握した上で、それぞれに応じた指導目標の設定、指導内容・方法の工夫を進め、児童生徒が持てる力を發揮して学習活動に取り組む状況などをきめ細かく評価し、指導に生かすことが重要である。また自立し社会参加する力を培うためには、障害の状態や学習状況に関する情報が指導にかかわる教員間で共有され、組

織的・継続的に指導が行われる必要がある。このため、それらの情報を学年等を超えて引き継ぎ、一貫した指導が行われるようにすることが大切である⁽⁴⁾」と述べています。

このように、個別の指導計画においては分析的・客観的に評価するための工夫を行うことが重要であると考えます。

(2) 評価の充実と活用

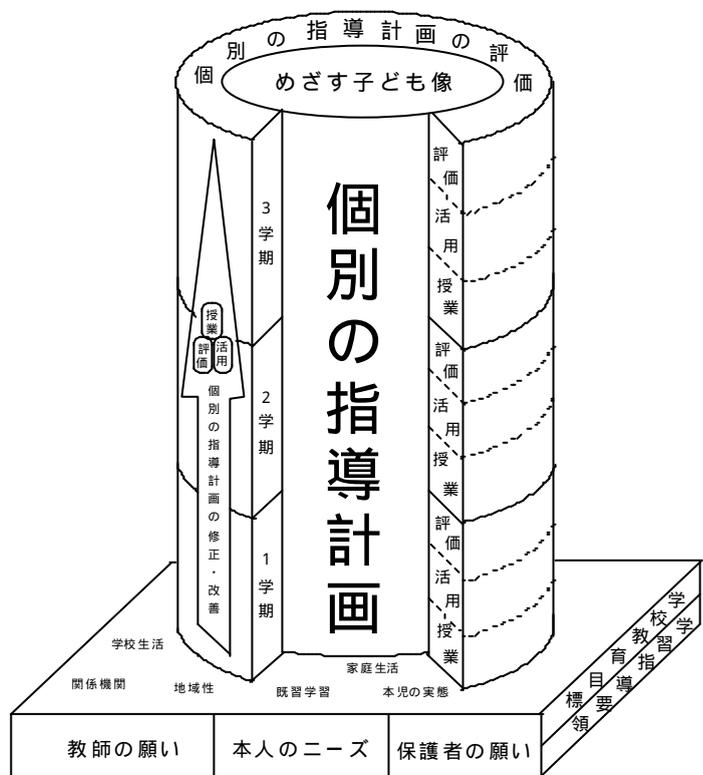
大南(2001)は、「児童・生徒の実態を把握し、個別の指導計画を作成する際に、「保護者の願い・思い」を取り入れ、「保護者とともに」を考慮することが大切である。評価についても、具体的で、可能な限り客観性のある評価をし、保護者に適切に伝えることである。(中略)保護者に評価を的確に伝えることにより、信頼関係を深めることにもつながる⁽⁵⁾」と、個別の指導計画の評価の充実と活用について述べています。

個別の指導計画は、作成や評価の過程で保護者が参加し、願いや意見を述べ、教師と連携・協力して学習を進めていくことが望まれます。保護者の理解と協力を得た教育を推進していくためには、個別の指導計画の作成に保護者の積極的な参加を図る体制を検討することが大切です。保護者の願いをどのように受け止め具体化するか、学校と家庭の役割の分担について個別の指導計画を作成し活用する中で明確にしていくこと、すなわち、インフォームド・コンセントとアカウンタビリティがポイントであると考えます。

4 個別の指導計画の評価の基本的な考え方

今回、学習指導要領の改訂で個別の指導計画の作成が義務づけられた目的は、「個に応じた指導の充実」です。児童生徒の実態把握、指導課題や指導内容・方法の設定、教材教具の選定・活用等指導の具体的な手だてについて工夫することです。したがって、特殊教育においても障害のある児童生徒一人一人が自己実現を図り、社会参加するための基盤となる「生きる力」を育むため、個々の目標の実現状況を把握するため絶対評価と一人一人のよさや可能性、意欲や態度、興味・関心等資質や能力について個人内評価をすることが求められていると考えられます。

また、評価の充実のためには、個別の指導計画を授業場面に生かすだけにとどめることなく、生活指導などの学校生活全般での活用や家庭や地域・関係機関と連携する際の活用、教師間の共通理解(指導の一貫性・適切性)の場での活用等々、個別の指導計画を有効に活用することが重要です。



【図1】個別の指導計画の評価

したがって、本研究において個別の指導計画の評価について、【図1】に示すように考えました。すなわち、個別の指導計画の評価とは、本人のニーズはもとより、保護者の願いと教師の願いから導き出されためざす子ども像に向け、既習学習

や本児の実態等に即して作成された計画について、年間、各学期、単元・題材ごと及び一単位時間において「授業展開」「活用」「評価」の三つの観点で適時的・連続的に検討し、目標の実現状況を確認しながら個別の指導計画の修正・改善を図っていくことであると考えます。

「授業展開」における評価は、単に、「できた・できなかった」を評価するのではなく、計画・準備、導入、展開、終結に至る教師の支援的対応について、教師自らの指導内容について評価することです。「授業展開」の評価においては、設定した一単位時間の指導目標から年間の長期目標及び支援の手だてが適切かつ有効であったかどうかを検討することが大切です。

「活用」における評価は、作成された個別の指導計画を授業のみでなく、保護者や関係機関との連携、諸会議での活用等に有機的に活用されたかどうか評価することです。特に、個別の指導計画の活用は、より効果的な指導を行うため、実際の指導内容・方法について、保護者に具体的に説明し理解と協力を得るために欠かせない活用です。また、単元・題材指導計画の作成や週案等諸計画の作成への活用、通知票や指導要録等、諸記録簿への活用が考えられ、いかに個別の指導計画の有機的な活用が図られたかを検討することが大切です。

「評価」は、個別の指導計画を作成し、その後、学期末あるいは年度末に個別の指導計画を評価するのではなく、随時、児童生徒の目標の実現状況を把握した上で柔軟に個別の指導計画を見直し、継続的・発展的な指導が一貫して行われるようにすることです。この「評価」は、個への対応を一層充実させ、指導をより確かなものとするために極めて大きな意義があります。また、そのためには、評価の観点・規準等に客観性をもたせて目標と対応した評価をし、一単位時間の評価、単元・題材ごと、さらに短期目標や長期目標、年間指導計画、教育課程の改善につながる評価を行うことが大切であると考えます。

個別の指導計画の作成や活用に関する調査とその分析・考察

1 調査の目的

この調査は、県内の公立小・中学校特殊学級、通級指導教室及び県立盲・聾・養護学校の担当教師を対象に、個別の指導計画に関する調査を行い、その実態と問題点等を明らかにして、特殊教育における個別の指導計画の活用と評価の在り方等の資料を得るために実施しました。

2 調査の内容及び対象

本調査における個別の指導計画とは、個々の児童生徒の障害の状態等をもとに、計画的な指導の目標（長期目標、短期目標）指導内容などを個別に作成した指導計画をさします。また、全教科・領域について作成された個別の指導計画だけでなく、ある特定の教科等のみについて作成されている場合も含めました。

【表1】調査対象校数及び人数

調査協力校	学校数	対象人数
公立小学校特殊学級・通級	34	69
公立中学校特殊学級	22	26
県立盲・聾・養護学校	15	84
合計（人）	71	179

回収率 100 %
有効回答率 100 %

調査対象校については県内の県立盲・聾・養護学校は全てとし、公立小・中学校の特殊学級や通級指導教室については全教育事務所から抽出しました。調査対象校数及び人数は、【表1】のとおりです。

3 調査仮説

調査仮説1 盲・聾・養護学校や特殊学級・通級指導教室の教師は、個別の指導計画をどのように活用したらよいか戸惑っているのではないかと。

調査仮説2 個別の指導計画の修正・見直しを行う観点が明確化されていないのではないかと。

調査仮説3 作成した個別の指導計画で展開した教育活動を評価する方法に苦心しているのではないかと。

4 調査結果の分析と考察

(1) 個別の指導計画の作成状況

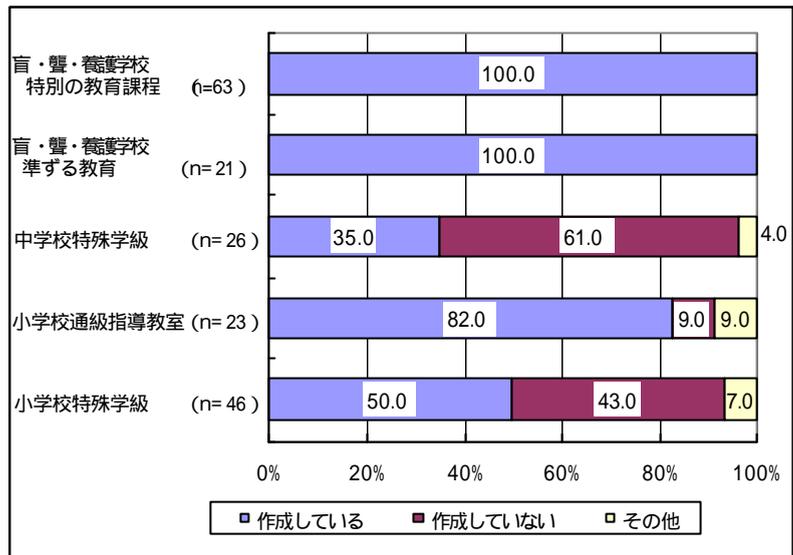
【図2】のとおり盲・聾・養護学校については、新しい学習指導要領で個別の指導計画の作成が義務づけられたこともあり特別な教育課程と準ずる教育課程の違いによる差はなく、全ての調査校で作成されていました。小・中学校については、義務づけがないことから、盲・聾・養護学校に比べ低率でした。しかし、個別の指導計画が作成され始めていること、さらに個別指導を中心に行われている言語障害通級指導教室においては80%を上回る作成状況にあるなど、個に応じた指導の充実をめざしている姿勢が伺えました。

(2) 個別の指導計画の活用状況

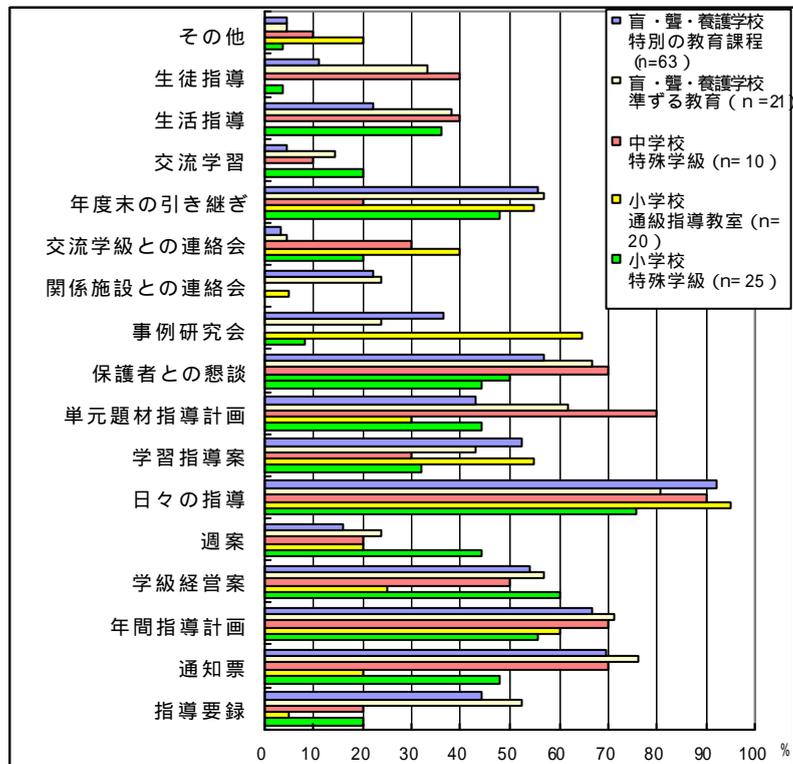
ア 個別の指導計画の活用状況

個別の指導計画の活用場面についての回答状況が【図3】です。

各校種とも共通して60%以上の活用を示している項目は「日々の指導」のみで、75%から95%という高い活用率でした。担任や担当者が個別の指導計画を日常の指導に生かしていることとする姿勢であると同時に年間指導計画との整合性を図ろうとしていることの現れと考えられます。盲・聾・養護学校間で比較すると、60%を超える活用を示している項目中3項目が同じでした。その項目を見る



【図2】個別の指導計画の作成の有無



【図3】個別の指導計画の活用状況

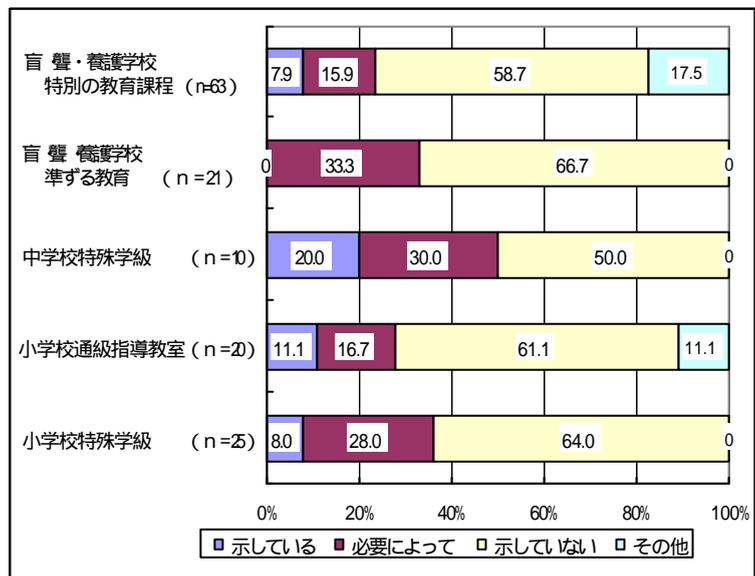
と「日々の指導」「通知票」「年間指導計画」であり、活用も同じでした。これらのことから、盲・聾・養護学校では個別の指導計画の導入に伴い、活用についてもある程度、校内的な検討を行い一年間の教育活動に位置づけようとしている姿勢が伺えます。

小・中学校について見ると、中学校特殊学級は準ずる教育の盲・聾・養護学校と項目内容が同一で順位のみ若干異なっていました。通級指導教室は、「事例研究会」での活用が他校種に比べ高くなっていました。これは、通級担当者の研修会が年に数回もたれるという事情によるものと考えられます。小学校特殊学級は、60%以上の活用項目が2項目と他校種と比較して若干少なく、これは、小学校特殊学級は特殊教育経験年数の少ない担任が多いこともあり、個別の指導計画の活用方法について戸惑いがあると考えられます。次に、活用が30%以下の低いものを見ると、各校種とも共通しているのが、「交流学习」でした。交流教育は新しい学習指導要領で明文化され、盲・聾・養護学校においては小・中学校等との交流、小・中学校の特殊学級においては校内交流等が行われていますが、個別の指導計画がそこへ活用されていないことが分かりました。また、各校種別に見た場合、盲・聾・養護学校では、寄宿舎、学園、病院など、児童生徒が日常生活を送る「施設との連絡会」への活用、小・中学校の特殊学級では、「指導要録」への活用が共に低率でした。これ以外の項目では、30%以下になっていない校種もありましたが、総じて、「生徒指導」や「生活指導」、さらには「週案」等、教科以外の事項への活用が図られていませんでした。

これらのことから、個別の指導計画を学校教育全般に有機的に生かしていく段階には至っていないことが分かりました。

イ 保護者と懇談時の個別の指導計画の活用について

【図4】のとおり児童生徒の成果や今後の課題について保護者と懇談する際、個別の指導計画を活用しているかについては、各校種とも「個別の指導計画を示さず」に懇談を行っているとの回答が最も多く50～67%の範囲でした。これは、個別の指導計画の作成に取り組みはじめた段階で、保護者の願いを生かし切れていないことを示すものといえます。そのため、学期末等の保護者との懇談場面で活用できないものと考えられます。しかし、個別の指導計画が保護者の理解と協力をもとに



【図4】個別の指導計画の懇談会での活用状況

進められる計画であるという認識に立つならば、個別の指導計画の活用の面から考えて課題が残るものでした。

(3) 個別の指導計画の評価の状況

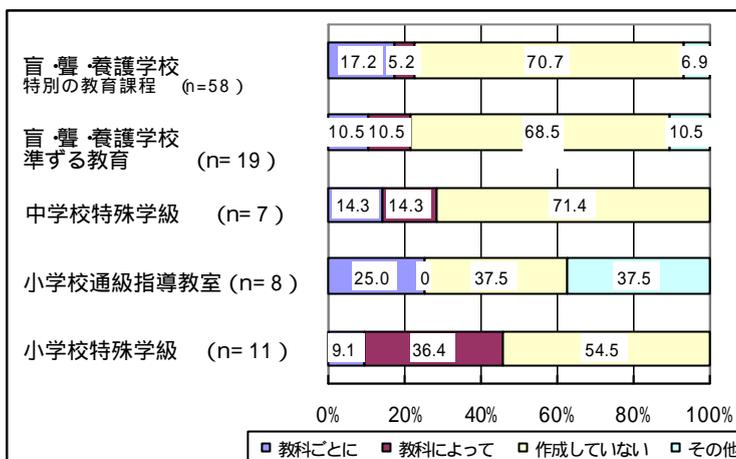
評価規準表についての回答状況を示したのが次頁【図5】です。

いずれの校種も「作成していない」が最も多く、逆に作成率が高い小学校でも、45%という状況でした。このことは、評価記入欄を設けているという回答が高率だった盲・聾・養護学校でも、評価につ

いては校内あるいは、学部、学年で検討したものがまだできていないことを示唆し、評価が各担任毎の規準でなされるか、その都度、担当者間の話し合いがもたれて評価しているかと考えられます。

小・中学校は、盲・聾・養護学校に比べ若干作成率が高いのは、担任が一人のケースが多く、評価表が担当者の判断で作成できるということも考えられます。

また、通級指導教室では、他校種と比較して「その他」の項が多いですが、改善目標が明確で評価表をあえて作成しなくても評価ができると思う担当者が多いためと思われます。しかし、これらの回答から、個別の指導計画を立て教育活動を展開しても、個々の児童生徒を各担任や担当者が一定の規準で評価できにくいことを示すと共に、

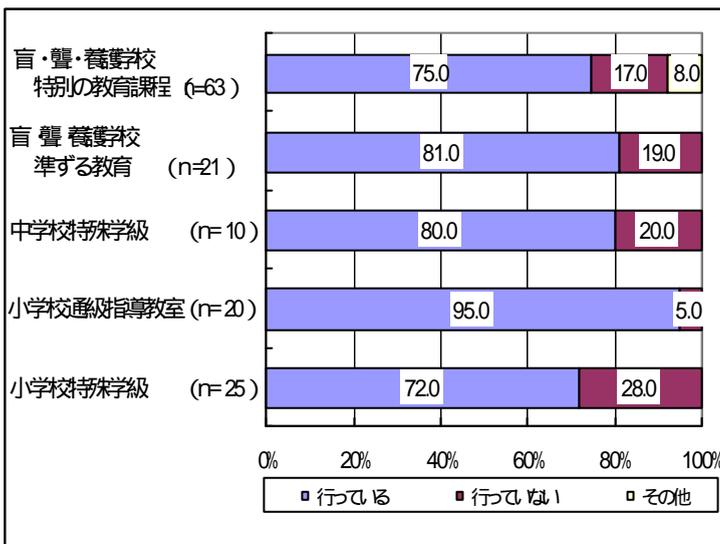


【図5】評価規準表の作成状況

個別指導計画の修正や改善にも反映しにくいことが分かりました。

(4) 個別の指導計画の修正・改善状況

【図6】のとおり個別の指導計画の修正・改善状況については、いずれの校種とも高い割合で行われていました。特に、通級指導教室においては95%と高率ですが、児童の改善に応じてその都度、指導の見直しが図られているためと思われます。しかし、全体的に20~30%は、作成することにとどまったり、個別の指導計画が立てられたまま手つかずの状態であったりしています。これは、個別の指導計画を評価するシステムができていないことによるものと考えられ、個への対応をよりきめ細かな



【図6】個別の指導計画の修正・見直しの状況

ものにしていくためには、個別の指導計画の修正・見直しについてのシステムの構築が必要と思われます。

5 調査結果のまとめ

今回の個別の指導計画の作成や活用に関する調査によって明らかになった内容を、調査仮説に即してまとめると次のようになります。

調査仮説 1

盲・聾・養護学校や特殊学級・通級指導教室の教師は、個別の指導計画をどのように活用したらよいか戸惑っているのではないか。

今回の調査の結果、県内全ての盲・聾・養護学校で個別の指導計画の作成が行われていました。一方、小・中学校は、盲・聾・養護学校に比べると作成率は低くなり、小学校特殊学級で50%、小学校通級指導教室で83%、中学校特殊学級では35%という状況でした。また、今回の調査の自由記述欄に「個別の指導計画の作成方法を知りたい」「個別の指導計画の研修会が必要」と、個に応じた指導の充実に向けて取り組みたいという記述が見られるなど、個別の指導計画を作成し活用したいという傾向が強くなっています。

個別の指導計画を実施している教師の活用状況を見ると、どの校種も日々の指導の活用が最も高く、これは個別の指導計画の作成によって個々の課題が明確になり、具体的な指導内容・方法が導き出され日々の指導に役立てられたものと思われます。しかし、教科等の指導にかかわる項目は、各校種の活用率に差があるほか、50%を切るものが多く、さらに、交流学习、関係施設との連携、生徒指導、生活指導など教科等の指導以外の活用となるとさらに低率となっていました。また、個別の指導計画では、保護者との連携の中で作成・活用されることの重要性が指摘され、今回の調査でも作成にあたって、各校種とも高い率で保護者の希望や願いを個別の指導計画に取り入れています。作成した個別の指導計画の保護者への提示、期末懇談時等の活用については、活用率が低下する状況でした。

これらのことから、各校種とも個別の指導計画を有効に活用したいと考えているものの、導入して間もないこともあり、活用については模索状態にあり、このような状況を改善し、個別の指導計画を授業や教育活動全般に活用できるような手だてを提示する必要があると思われます。

調査仮説 2

個別の指導計画の修正・見直しを行う観点が明確化されていないのではないか。

活用状況では、個別の指導計画を日々の指導に生かしているとの回答が高率でした。しかし、一単位時間の学習過程の修正・見直しや、修正・見直しの規準となる評価の観点の選択は低い率であり、個別の指導計画を修正・見直しする観点は明確化されていない現状が明らかになりました。

さらに今回の調査の自由記述欄には、特に、盲・聾・養護学校の担任の記述として「短期目標の設定が難しい」「修正や見直しが難しい」等が目立ち、盲・聾・養護学校が個別の指導計画の導入初期であるため、修正・見直しについては、校内等での検討が加えられていないことが推察されました。

そこで、この状況を改善するためには、個別の指導計画を修正・見直しの観点を示すことが求められていると思われます。

調査仮説 3

作成した個別の指導計画で展開した教育活動を評価する方法に苦心しているのではないか。

個別の指導計画が導入され、教育活動が展開されると目標の実現状況や学習状況等の評価についても検討されなければなりません。その場合、個別の指導計画に評価欄が必要であるとともに、客観的に児童生徒の変容を評価し、指導の適切性を評価するためには、評価規準表を基に担任や担当者が複数で評価することが重要です。評価規準表の存在については、かなり低率で、最大でも小学校の特殊学級で、45%でした。他の校種となると、いずれも30%以下でした。また、複数の担任や担当者での評価を実施することについても準ずる教育の盲・聾・養護学校が62%が最高という状況でした。

今回の調査の自由記述欄には重複障害や訪問教育の担任が、それぞれ「評価可能な具体的な内容を

盛り込むのが難しい」「評価が担任一人に任されるので、手だて、評価が曖昧になりがち」と評価の難しさを述べています。

また、現時点では、多くの学校で個別の指導計画の評価は、担任や担当者間の十分な話し合いがもたれない中で、担任や担当者一人の判断に任されていると推察され、適正な評価であるかどうか担任や担当者が苦慮していることが明らかになりました。また、保護者の希望や願いを取り入れて作成された個別の指導計画とそれに基づいて展開された教育活動の評価を期末懇談等で保護者に提示していない状況が多いことから、アカウントビリティーの意識も不十分でした。

これらのことから、客観性や信頼性を確保するためには、評価の観点や評価規準を設けることが必要と思われます。

実態調査結果に基づく個別の指導計画における評価と活用についての基本構想

1 個別の指導計画における評価と活用についての基本構想

前述の実態調査結果から、盲・聾・養護学校や特殊学級における個別の指導計画の作成や活用の実態は、個別の指導計画が導入されたばかりのため作成する段階にとどまっており、学習場面のみならず評価に基づいて保護者との連携や学校生活全般等において有機的に活用されたり、修正・改善されたりしているとは言い難いことが分かりました。

したがって、個別の指導計画におけるこのような課題に対し、個別の指導計画の意義を再確認し、計画の修正・改善や有機的な活用に役立てられるような評価と活用に関する指導試案を作成し、実践的に取り組んでいくことが必要です。

そこで、前述の個別の指導計画の評価の基本的な考え方に基づき本研究の基本構想立案にあたっては、授業に生かすポイント、修正・改善に役立つ評価のポイント、有機的な活用のポイントの三つのポイントからなる指導試案を作成することが必要と考えました。

すなわち、授業に生かすポイントでは、一単位時間の「授業の展開」及び「授業の評価」について、一人一人の児童生徒の障害の特性・発達段階等に応じて指導の具体化・明確化を図ることであり、指導目標に対し、どのような学習内容をどのような方法で取り組んだかを分析的に整理して把握することができるようにすること。

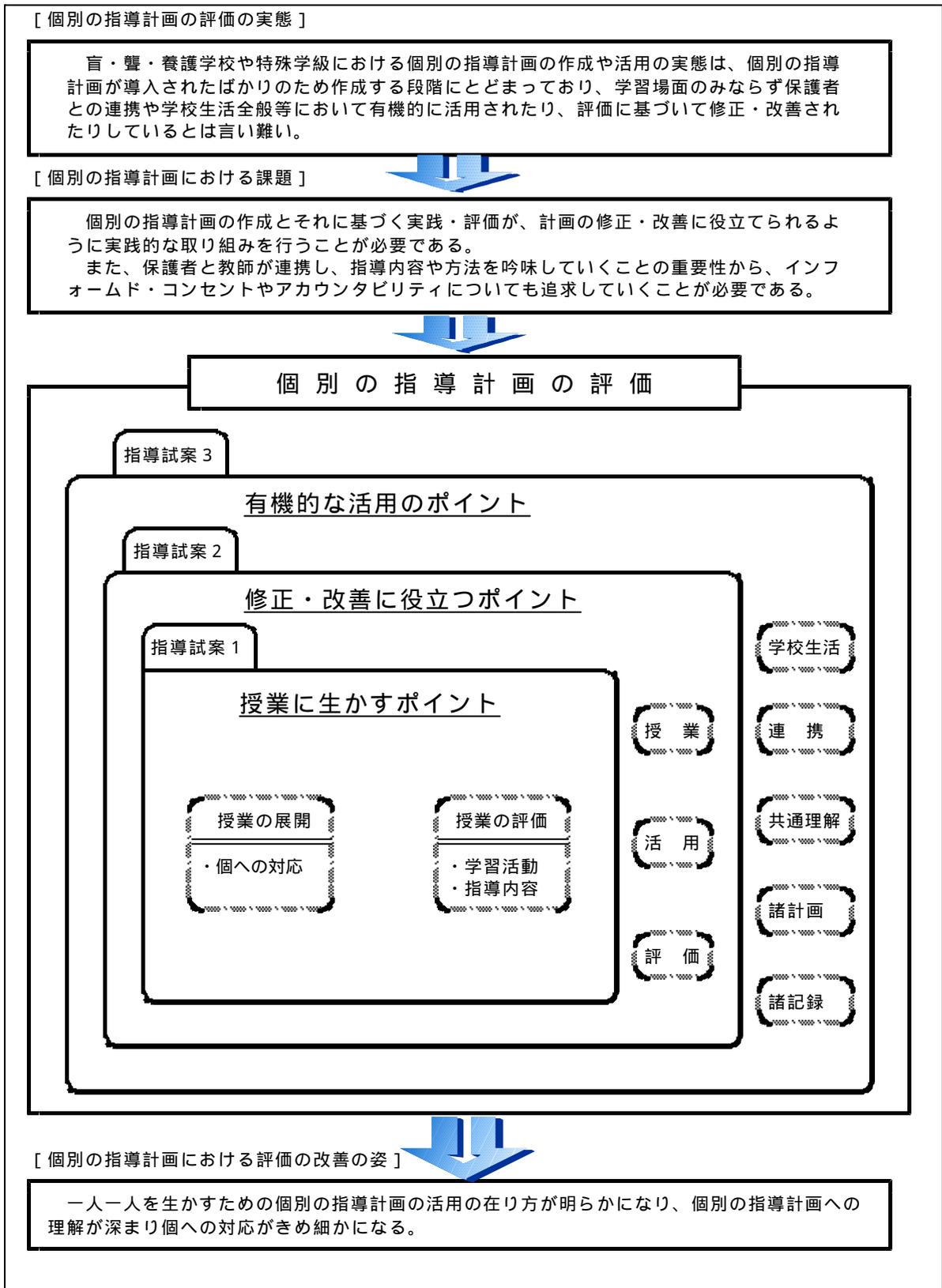
修正・改善に役立つ評価のポイントでは、「計画」及び「活用」について、個別の指導計画が授業と遊離した計画とならないように授業との関連性を明確にし、指導の一貫性・継続性を図ることができるようにすること。

有機的な活用のポイントでは、「学校生活」「連携」「共通理解」「諸計画」「諸記録」の各項目を設け、授業場面以外の保護者や地域・関係機関との協力、職員間の共通理解等、個別の指導計画の有機的な活用の在り方について理解できるようにすること。

この個別の指導計画の評価に関する三つの具体的な指導試案に基づき指導実践を行うことにより、一人一人を生かすための個別の指導計画の活用の在り方が明らかになり、個別の指導計画への理解が深まり個への対応がきめ細かになるであろうと押さえました。

2 個別の指導計画における評価と活用についての基本構想図

基本構想をもとに個別の指導計画における評価と活用について、【図7】のように基本構想図を作成しました。



【図7】個別の指導計画における評価と活用についての基本構想図

個別の指導計画の評価及び活用に視点をおいた指導試案

1 個別の指導計画の評価及び活用に視点をおいた指導試案

(1) 指導試案作成の基本的な考え方

指導試案は、個別の指導計画に関する実態調査や個別の指導計画における評価と活用についての基本構想の検討をもとに、作成の基本的な考え方を次のように押さえました。

個別の指導計画が導入されて間もないため作成する段階にとどまっているという現状から、個別の指導計画を一単位時間の授業に生かすため授業の展開と評価の観点から具体的なポイントを盛り込んだ指導試案を作成する必要がある。

評価規準表の作成が全体で26%と低率であり、評価が各担当者に委ねられているという現状から、児童生徒の変容や目標の実現状況を捉えながら次時の授業及び個別の指導計画の修正・改善に役立つ「授業」「活用」「評価」の観点から指導試案を作成する必要がある。

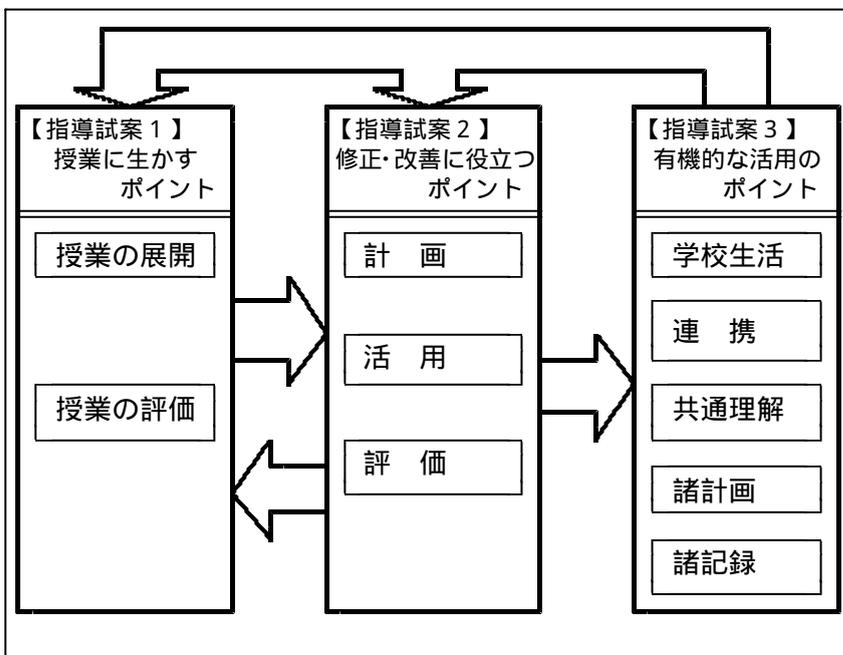
実態調査の結果から、個別の指導計画は、学習場面のみならず、保護者との連携や学校生活全般等有機的に活用が図られるように指導試案を作成する必要がある。

(2) 個別の指導計画の評価及び活用に視点をおいた指導試案の作成

前述の基本的な考え方をもとに、次の三つの指導試案を作成しました。

個別の指導計画の評価については、学期末に行う短期目標の評価や年度末に行う長期目標の評価にとどまることなく、一単位時間における授業の展開と評価について省察していくことが大切であり、その省察に基づき次の指導に生

かしていくためには作成した個別の指導計画を修正・改善していくことが重要です。さらには、一人一人を生かした授業を展開していくためには学習場面のみならず学校生活をはじめとして本人を取り巻く保護者や地域関係機関等に有機的に活用され、それをふまえて授業が展開されたり、個別の指導計画が修正・改善されたりしていかなければならないと考えます。【図8】は、個別の指導計画における評価を試案の流れにそって示したものです。



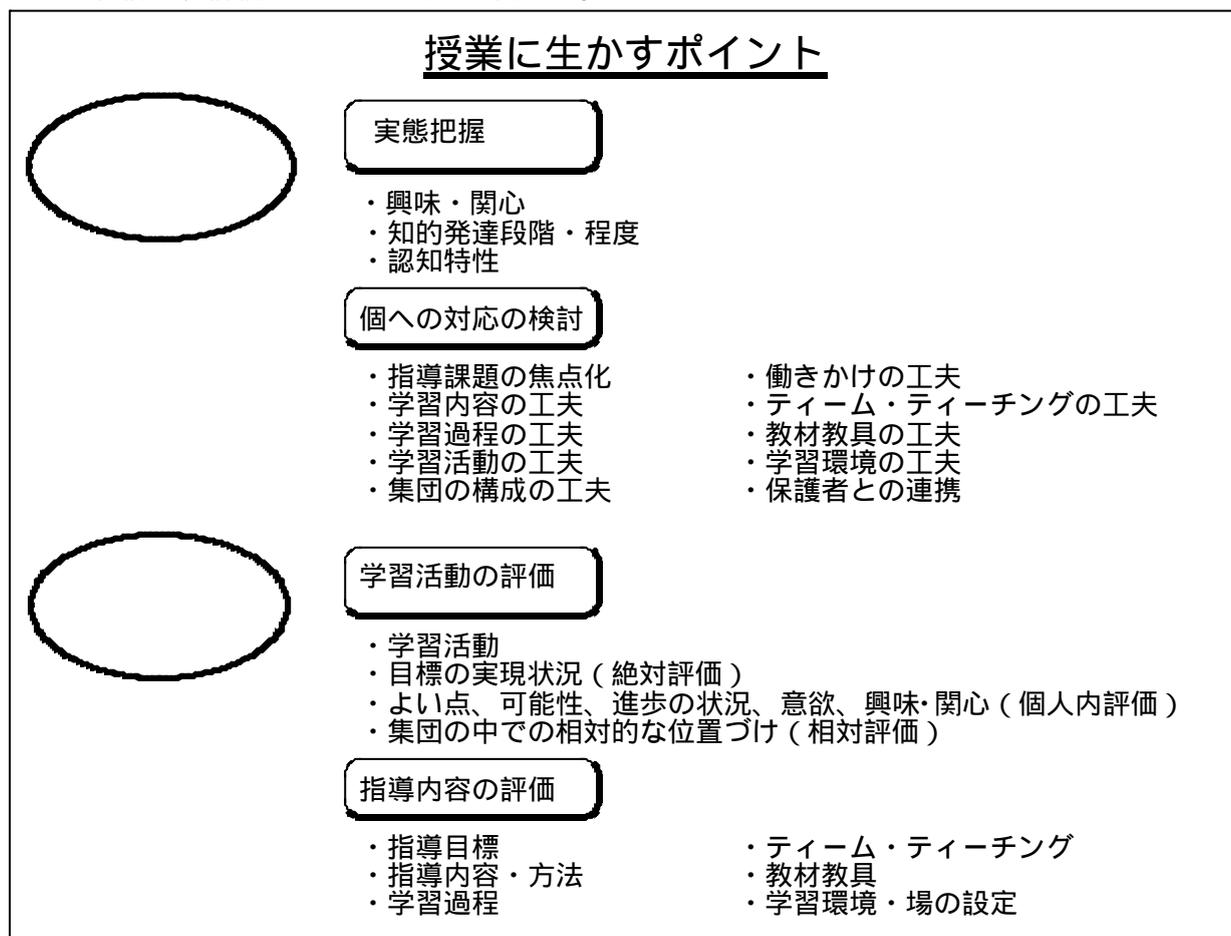
【図8】個別の指導計画の評価についての指導試案の構造

2 指導試案1『授業に生かすポイント』

指導試案1は、作成した個別の指導計画を一単位時間の授業に生かすため【図9】のように「授業の展開」と「授業の評価」の二つの観点からポイントを示しました。

個別の指導計画の目標を達成するため授業の展開においては、個への対応の検討、すなわち、どのような学習内容が必要か、効果的に指導するためには学習活動をどのように展開したらよいか、場面設定や場所などの環境はどうあればよいか、教師の人数や役割分担はどうあればよいか等々、手だてを十分に検討することが重要です。

また、授業の評価については、児童生徒の学習活動の様子や学習の状況を把握するための評価と教師の指導の評価を行い、次時の指導改善に役立てられるようにすることが大切です。したがって、授業の評価では、「学習活動の評価」と「指導内容の評価」のポイントを示しました。学習活動の評価については、児童生徒一人一人の目標に準拠した実現状況の評価（絶対評価）を重視し、よさや可能性、進歩の状況等を見据えた個人内評価、さらに、集団の中での相対的な位置づけによって児童生徒の学習の状況の評価を行うことが重要であり、客観性や信頼性を確保するためには評価の観点や規準等を設けることが大切です。一方、「指導内容の評価」では、形成的な評価を行う必要があり、的確な目標を設定できたかどうか、目標達成のための手だてを実際の授業の中で講じることができたかなど、授業を多面的に分析し評価することが大切です。特に、チーム・ティーチングによる指導では、教師一人一人の動きが、個に応じていた指導であったか、役割分担は適切かなど十分な話し合いをもちながら検討し、評価していくことが重要です。

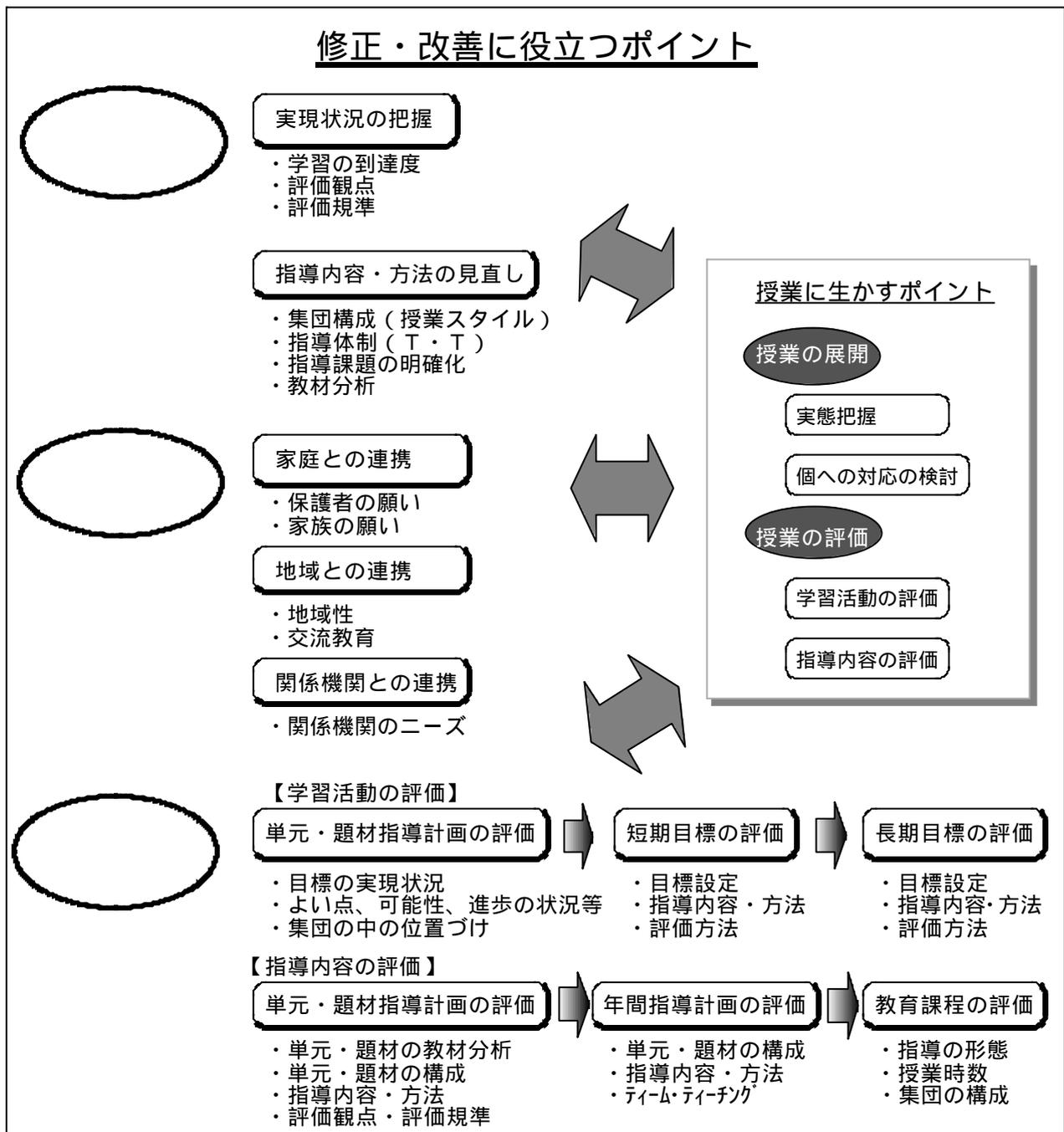


【図9】授業に生かすポイント（試案1）

3 指導試案2『修正・改善に役立つポイント』

個別の指導計画は、個に応じた教育の一層の充実をめざした計画であり、一人一人に応じた適切な指導が展開されるためには、日々の授業の中で児童生徒の変容や実現状況の把握とそれに基づく指導内容の検討、保護者の願いや児童生徒が生活する地域の特性等から当初の計画に縛られることなく柔軟に計画を修正・改善していく必要があります。また、学習活動の評価から単元・題材指導計画や短期・長期目標の計画を見直し、指導内容の評価から単元・題材の教材分析や年間の指導内容の配列、さらには、教育課程の評価等、再計画を心がけることが大切です。

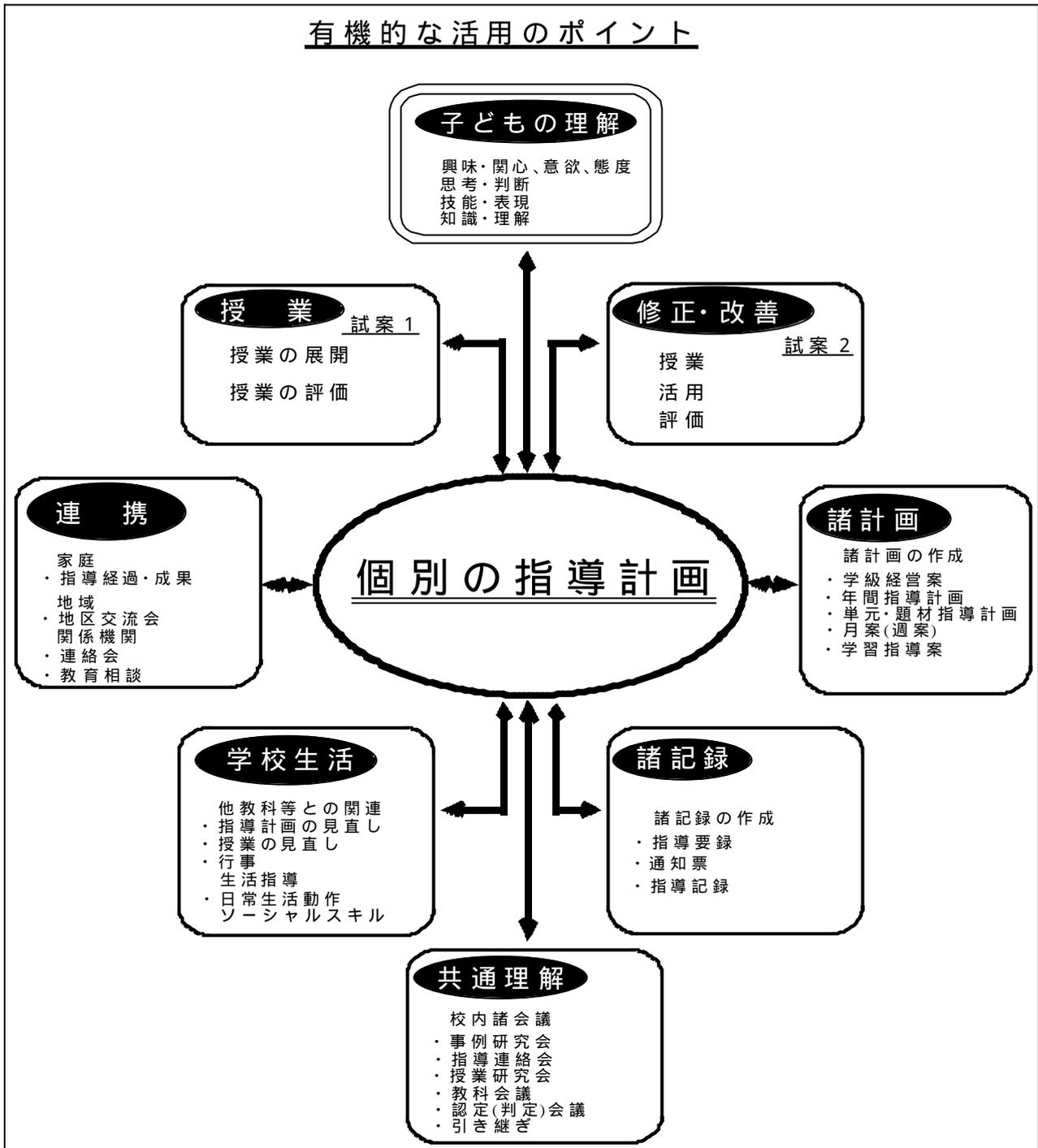
【図10】に示すように指導試案2では、「授業」「活用」「評価」の三つの観点で修正・改善に役立つポイントを示し、評価を次の指導に生かす手だてとなるように作成しました。



【図10】修正・改善に役立つポイント（試案2）

4 指導試案3『有機的な活用のポイント』

個別の指導計画に基づいて行われた授業が、他教科・領域等に関連性をもたせることは大切です。一方、個別の指導計画は保護者・本人・学校（教師）のめざす子ども像に向け、子どもの成長や発達を促すことを目的に作成されたものです。授業のみならず教育活動全体への活用、家庭・地域・関係機関と連携する上での活用、職員間の共通理解を図る機会や場での活用、諸計画や諸記録への活用等、個別の指導計画を有機的に活用し、個に応じた教育の充実を図ることが求められます。【図11】に示すように指導試案3では、八つの観点から具体的な活動内容・場面について、作成された個別の指導計画が一人一人を生かすために有機的に活用されるようにポイントを示しました。



【図11】有機的な活用のポイント（試案3）

研究のまとめと今後の課題

1 研究のまとめ

この研究は、個別の指導計画の評価及び活用に視点をおいた指導試案を作成し、その試案に基づく指導実践をとおして、一人一人を生かすための活用の在り方について明らかにすることにより、盲・聾・養護学校や特殊学級における個別の指導計画の充実に役立てようとするものです。

2年次研究の1年次である今年度は、個別の指導計画の評価と活用の基本的な考え方を検討し、県内の公立小・中学校特殊学級・通級指導教室及び県立盲・聾・養護学校計71校179名を対象に個別の指導計画に関する調査を行い、個別の指導計画の評価及び活用に視点をおいた指導試案を作成することができました。研究1年次の成果として得られたことは、以下のとおりです。

(1) 個別の指導計画の評価の基本的な考え方

文献研究や先行研究から個別の指導計画の評価においては、次のことが明らかになりました。

児童生徒自らの努力の結果を知ると同時に次の学習の動機づけとなる評価であることを基盤に、目標の実現状況を把握するため絶対評価を重視し、妥当性・客観性のある評価の観点や評価規準を設けることが必要であること

障害のある児童生徒が自己実現を図り、社会参加するための基盤となる「生きる力」を育むために個々の資質や能力を評価する個人内評価が必要であること

集団の中での相対的な位置づけによって児童生徒の学習状況を評価することが大切であること

児童生徒一人一人の実現状況から結果を客観的に評価することが大切であること

以上のことから、児童生徒個々の課題達成に向け指導をより確かなものにしていくためには、個別の指導計画の今日的課題といえる評価について追求することの重要性が確かめられ、個別の指導計画の評価の基本的な考え方を明らかにすることができました。

(2) 個別の指導計画の作成や活用に関する実態調査の実施と考察

ア 個別の指導計画の作成状況

実態調査は、本県の特殊教育における個別の指導計画の作成状況や活用状況、問題点等を把握するために県内の特殊学級・通級指導教室を設置している公立小・中学校及び公立盲・聾・養護学校から抽出して実施し、おおよその状況と考えを把握することができました。

県内の個別の指導計画の作成状況については、盲・聾・養護学校では100%、小・中学校についても低率だが30～50%作成されており、個に応じた指導の充実にめざしている特殊教育に携わる教師の姿勢が伺えました。

イ 個別の指導計画の活用状況

個別の指導計画の作成が義務づけられて間もないため、導入された意図が十分理解されているとは言いがたく、実状は、様式の検討の段階や試行的に作成に取り組んでいる状況で、児童生徒の評価に関して目標に沿った評価規準や評価観点に基づいて客観的に評価が行われていなかったり、多面的な評価がなされていない状況にありました。また、保護者との懇談場面での活用については、様式や記述内容・提示方法の戸惑いから躊躇したり、時期尚早と考え、個別の指導計画を提示せずに懇談を行っている状況でした。個別の指導計画についての自由記述からは、個別の指導計画を授業に生かす方策や修正・改善の流れ、個別の指導計画の活用の在り方等多様な課題を抱えていること

が分かりました。

(3) 個別の指導計画の評価及び活用に視点を おいた指導試案の作成

盲・聾・養護学校や特殊学級における個別の指導計画の作成や活用の実態が、作成する段階にとどまっているという現状から、個別の指導計画の評価及び活用に視点を おいた三つのポイントからなる指導試案を作成しました。

一人一人を生かした個別の指導計画の評価や修正・改善が、学期末に行う短期目標の評価や年度末に行う長期目標の評価にとどまることなく、一単位時間における授業の展開とその評価について省察していくことが大切であること、また、個別の指導計画が学習場面のみならず学校生活をはじめとして本人を取り巻く関係機関等に有機的に活用され、それをふまえて授業が展開されたり、個別の指導計画が修正・改善されたりしていかなければならないと考えます。

2 今後の課題

個別の指導計画の評価及び活用に視点を おいた指導試案に基づき、指導実践し、一人一人を生かすための活用の在り方を実証的に明らかにしていくことが課題です。

おわりに

この研究を進めるにあたり、多大なご協力をいただきました研究協力校の校長先生をはじめ諸先生方、並びに研究協力員の先生に心より感謝を申し上げます。

また、調査にご協力いただきました関係各位に対し、厚く御礼を申し上げます。

【引用・参考文献】

引用文献

- (1)(4)教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集 季刊特別支援教育 2東洋館出版社2001年p.36-39
- (2)山下皓三著「障害のある児童生徒の教育評価の充実のために」
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集 季刊特別支援教育 2東洋館出版社 2001年 p.13
- (3)三浦光哉編 清水貞夫監修 宮城教育大学附属養護学校 I T P 研究会著
「新・個別の指導計画と個別アプローチプラン」 学苑社 2000年 p.274-275
- (5)大南英明著
「障害のある児童・生徒の評価をどう工夫するか」教職研修 教育開発研究所 2001年 p.78

参考文献

- 文部省「盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領解説 - 総則編 - 」 海文堂 2000年
全国知的障害養護学校長会編著「個別の指導計画と指導の実際」 東洋館出版社 2000年
全国知的障害養護学校長会編著「新しい教育課程と学習活動Q & A」 東洋館出版社 1999年
北海道立特殊教育センター「特殊教育ほっかいどう」 27・34 北海道立特殊教育センター1996・1998年
阿部芳久著「障害児の授業設計」 日本文化科学社 1997年
埼玉県教育委員会「埼玉県特殊教育課程編成要領(1)(2)」 埼玉県教育委員会 2001年
東京 I E P 研究会「個別教育・援助プラン」 安田生命社会事業団 2000年
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集 季刊「特別支援教育」 2・3 東洋館出版社 2001年
東京都教育庁「障害のある児童・生徒のための個別指導計画Q & A」 情報公開課 1998年
全日本特殊教育研究連盟月刊「発達の遅れと教育」 日本文化科学社
1987年7月臨時増刊, 1996年2月, 1998年5月, 1999年6月, 2001年5月
岩手県教育研究発表会(特殊教育部会)「精神薄弱教育における個別指導計画の作成方法と活用の在り方に関する研究」 岩手県立総合教育センター 1998・1999年